

重要事項説明書

ケアプランセンター 愛 「居宅介護支援サービスのご紹介」

事業者概要

事業者名	在宅看護センター愛
主たる事業者の所在地	愛知県 名古屋市 北区 辻本通一丁目 21 番地
法人種別	株式会社
代表者氏名	代表取締役 吉川 比呂司
電話番号	052-774-0881
HP アドレス	http://www.kango-ai.co.jp

1. サービスの目的

居宅介護支援サービスは、介護保険制度を利用されるお客様を対象に、様々な障害を抱えながらも、住み慣れたご自宅で自立した日常生活が出来ますよう、お客様の心身の状態に応じた、また、ご家族の希望に沿った「居宅介護サービス計画」の作成などを行うものです。

2. サービスの担当者

お客様のご相談に応じ担当者は、厚生省令で定められた試験に合格し、研修を終了した下記の支援専門員が担当いたしますので、ご不明の点などありましたら、何でもお気軽にご相談下さい。

● 担当者名	介護支援専門員； _____
● 電話番号	(052) 774-0881 FAX 番号 (052) 774-0785
● Email	keamane@kango-ai.co.jp

3. ケアプランセンター 愛 の概要

(1) 居宅介護支援事業所の指定状況およびサービス提供地域

事業所名	ケアプランセンター 愛
所在地	名古屋市 名東区 八前 二丁目 1820
介護保険指定番号	2371500261
通常サービス提供地域	名東区・千種区・昭和区・守山区・天白区・北区・東区

※上記以外のお客様でもご希望があれば、ご相談をさせていただきます。

(2) 当事業所の特徴（運営方針）

心のふれあいを大切に、ご利用者・ご家族の生活をこまやかな心づかいで支援いたします。

(3) 介護支援専門員等の体制

区 分	常勤	非 常 勤	主 な 職 務 内 容
管理者	1名		ケアマネジメント業務の総括・代表
介護支援専門員	4名		ケアマネジメント業務の企画調整・実施

介護支援専門員一人当たりの担当件数は、49.5件を上限とする。但し、介護予防給付の担当件数は、1人=1/3人で換算し、合わせて上限の50人を上回らない件数とします。

(4) 営業日・営業時間

営業日	「月曜日 ～ 金曜日」 (但し、祝日および12/29～1/3は除く)
営業時間	9:00 ～ 17:00
連絡体制	時間外も会社の携帯電話に転送され、24時間連絡が取れる体制であります。

(5) 課題分析の方法

『愛居宅方式』（平成27年3月改訂版）

4.居宅介護支援の利用申し込みから介護サービス提供までの主な流れ

おおむね次の手順で進めてまいります。

- (1)お客様から居宅介護支援サービスの利用申し込み
- (2)お客様のご自宅を訪問し、お客様の心身の状態や置かれている環境等を調査し、可能な限りご自宅で自立した日常生活がおくれますよう解決すべき課題を把握・分析します。
- (3)お客様やご家族の方が、どのような介護サービスをどの程度の頻度でご利用したいのか、ご希望をお伺いします。
- (4)上記(2)の解決すべき課題や(3)のご希望を考慮し、また主治医やサービス事業者と協議して、お客様の適した1ヶ月単位の介護サービスの利用計画である「サービス利用票（居宅サービス計画）」を作成します。

また、介護サービスを利用された際に、お客様がご負担することとなる利用料の内訳を記載した「サービス利用票・別票」を作成しますので、併せてご確認の上、ご了解を頂きます。

(5)「サービス利用票（居宅サービス計画）」に基づき、介護サービスが計画的に提供されます。

(6)サービス提供後も、継続的にお客様の心身の状態や介護サービスの実施状況を把握

し（通常1ヶ月ごとにモニタリングを行います）、必要に応じて「サービス利用票

居宅サービス計画）の変更を行います。

5.介護サービスを受けるにあたっての重要事項

(1) お客様にお渡しした「サービス利用票」と異なる事業者からサービスを受けた場合

やサービス内容を変更した場合には、必ず担当の介護支援専門員にご連絡下さい。

ご連絡がないと、お客様に一旦費用の全額を立て替えて頂く場合があります。

(2) 被保険者資格を喪失した場合や要介護状態区分の変更があった場合など、現在お持ちの被保険者証に変更があった時は、必ず担当の介護支援専門員までご連絡下さい。

(3) 医療機関に入院された場合は、入院時に担当の介護支援専門員の氏名等を入院医療機関にお伝え下さい。

6.居宅サービス計画の作成以外に提供できるサービス内容

当事業所では、「居宅サービス計画」の作成以外に、お客様のご依頼に基づき、次のサ

ービス提供をすることができますので、お気軽にご相談下さい。

(1)お客様のご依頼に基づき、市町村の窓口にて、要介護認定の申請（新規・更新・区分変

更）を代行します。

但し代行にあたっては、手続き上お客様の被保険者証をお預かりすることになります。(2)お客様のご依頼に基づき、市町村の窓口にて「居宅サービス計画依頼届出書」の提出を

代行します。

但し代行にあたっては、手続き上お客様の被保険者証をお預かりすることになります。

(3)その他、介護保険制度に関するご相談に応じます。

7.居宅介護支援の利用料金

(1)利用料

○要介護・要支援認定を受けられた方は、介護保険制度から全額保険給付されますので、

お客様のご負担はありません。

○但し、保険料の滞納により法定代理受領ができていない場合には、要介護度に応じて、

1ヶ月あたり介護報酬と同額の利用料をご負担いただくこととなります。

(2)交通費

○上記 3. (1) の通常のサービスの実施地域にお住まいのお客様は無料です。

○それ以外の地域にお住まいのお客様は、介護支援専門員がご自宅を訪問する都度、交

通費の実費をご負担いただくこととなります。

公共交通機関の場合＝自費

自動車を使用した場合＝当社実施地域以外から、お客様のご自宅の往復距離 1km につき 40 円です。

8.居宅介護の介護および加算の報酬内容

下記加算項目に関しましては、全額保険給付となりお客様へのご負担は発生しませんの

で、ご了承いただけますようお願いいたします。

事業対象者 要支援 (1・2)	介護予防支援初回加算 ; 2,738 円/月
	介護予防支援委託連携加算 ; 2,983 円/月
	介護予防支援 ; 3,926 円/月
要介護 (1・2)	1,086 単位 × 11.05 円 = 12,000 円/月
要介護 (3・4・5)	1,411 単位 × 11.05 円 = 15,591 円/月
初回加算	300 単位 × 11.05 円 = 3,315 円
特定事業所加算 (II)	421 単位 × 11.05 円 = 4,652 円/月
入院時情報連携加算	I 250 単位 × 11.05 円 = 2,762 円/月
	II 200 単位 × 11.05 円 = 2,210 円/月
退院退所加算	I 1 450 単位 × 11.05 円 = 4,972 円
	I 2 600 単位 × 11.05 円 = 6,630 円
	II 1 600 単位 × 11.05 円 = 6,630 円
	II 2 750 単位 × 11.05 円 = 8,287 円
	III 900 単位 × 11.05 円 = 9,945 円
通院時情報連携加算	50 単位 × 11.05 円 = 552 円/月

9.事故が発生した場合の対応

居宅介護支援の提供時に、お客様に事故が発生した場合には、速やかに市町村およびご家族の方にご連絡するとともに、必要な措置を講じます。

10.秘密保持

「居宅サービス計画」を作成する中で知りえたお客様やご家族の情報は、ご了承ください他人に漏らすことはいたしません。

なお、介護サービスが適切かつ円滑に提供されるよう、サービス事業者にお客様やご家族の情報を提供することはありますが、その際には、事前にご了承をいただきます。

11.いきいき支援センターとの連携

居宅サービス事業者は、お客様に対して自立支援居宅介護支援サービスを提供するにあたり、いきいき支援センターおよび名古屋市との密接な連携に努めます。

12.サービス内容に関する苦情

(1) お客様に提供した居宅介護支援に関するご相談や苦情および「サービス利用票（居宅サービス計画）」に基づいて提供した介護サービスに関するご相談や苦情は遠慮なく下記までご連絡ください。迅速に対応をいたします。

【お客様苦情相談窓口】	TEL	052-774-0881
担当責任者；鳥居 孝次	FAX	052-774-0785

(2) お客様は、当事業所以外に市町村の相談・苦情窓口やいきいき支援センターおよび国民健康保険団体連合会に苦情を伝えることができます。

・国民健康保険団体連合会 窓口	TEL	052-962-1307
・名古屋市 介護指導係	TEL	052-972-2592

○お住まいの区の福祉課（介護保険係）

・名東区福祉課（介護保険係）	052-778-3007
・千種区福祉課（介護保険係）	052-753-1848
・昭和区福祉課（介護保険係）	052-735-3918
・守山区福祉課（介護保険係）	052-796-4603
・天白区福祉課（介護保険係）	052-807-3897
・北区福祉課（介護保険係）	052-917-6523
・東区福祉課（介護保険係）	052-934-1195

○お住まいの区のいきいき支援センター（代表番号）

・名東区いきいき支援センター	北部	726-8777	南部	720-6121
・千種区いきいき支援センター	東部	781-8343	西部	763-1530
・昭和区いきいき支援センター	東部	861-9335	西部	884-5513
・守山区いきいき支援センター	東部	758-2013	西部	758-5560
・天白区いきいき支援センター	東部	809-5555	西部	839-3663
・北区いきいき支援センター	東部	991-5432	西部	915-7545
・東区いきいき支援センター	—	932-8236	—	